

令和7年度第1回燕市障がい者自立支援協議会全体会議録

日時：令和7年10月2日（木曜日）午後1時30分 ～ 午後3時10分

場所：燕市役所 つばめホール

【出席委員 15名】【欠席委員 2名】【事務局 13名】

次第

1. 開会

2. 委員・事務局自己紹介

3. 会長・副会長選出

4. 報告

（1）各事業の活動報告について

【資料番号1】

（2）ソーシャルインクルーホーム燕柚木現状の報告について

【資料番号2】

（3）燕市成年後見制度利用促進中核機関等運営事業実施報告について

【資料番号3】

5. 協議

（1）協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施について

【資料番号4】

6. その他

7. 閉会

《会議資料》

資料番号1 各事業の活動報告について

資料番号2 日中サービス支援型グループホーム評価報告書

資料番号3 令和6年度燕市成年後見制度利用促進中核機関等運営事業 事業実施報告

資料番号4 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施について

その他資料 「障がい者グループホーム ドッグテラスご案内」のチラシ

その他資料 「障害を理由とする差別の解消を進めるための条例を制定しました」のチラシ

1. 開会

【司会者】

それでは、只今から「令和7年度第1回燕市障がい者自立支援協議会」を開会いたします。

会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日、2名の委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

なお、本日の出席委員は委員総数の過半数に達しておりますので、燕市障がい者自立支援協議会設置要綱第5条第2項の規定により会議は成立となります。

開会にあたり、健康福祉部長より、ご挨拶を申し上げます。

【健康福祉部長】

日頃より燕市の福祉行政にご理解とご協力を賜り、感謝を申し上げます。

令和7年度 第1回 燕市障がい者自立支援協議会開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、このたびは、本協議会の委員改選に当たり、委員への就任をお願い申し上げたところ、ご快諾いただきましたことに、心より御礼申し上げます。

本協議会は、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、市の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場として設置されております。この協議の場を活かして、関係機関の皆さまと課題を共有し、連携を図りながら、障がいのある方への支援体制を推進したいと考えておりますので、格段のご協力をいただけますようお願いいたします。

さて、令和6年度から「燕市障がい者基本計画・第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画」がスタートし、今年度は2年目の中間年度となりますが、市では、本計画に基づき、障がいの有無に関わらず、相互の人格と個々の個性を尊重しながら共生できる社会を実現するための取組を進めているところです。

本日は、市で取り組む各事業の活動報告などを説明させていただくほか、相談支援事業所の参画による事例検討を協議いただきます。

協議会での事例検討については、昨年度から実施しておりますが、個別の相談支援の事例を通じて見える本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていくことも、重要な取組であると考えております。

限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見と活発なご協議をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2. 委員・事務局自己紹介

【司会者】

続きまして、「次第2. 委員・事務局自己紹介」です。

今年度は委員改選の年度に当たり、任期につきましては令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となります。

それでは、改選後初めての協議会ですので、全員から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員自己紹介)

【司会者】

ありがとうございました。

続きまして事務局を紹介させていただきます。

(事務局自己紹介)

3. 会長・副会長選出

【司会者】

続きまして、「次第3. 会長・副会長の選出」です。

燕市障がい者自立支援協議会設置要綱第4条第1項において、会長及び副会長は、「委員の互選により選任する。」こととなっております。したがって、委員の皆さまから互選していただきたいと思います。

挙手の上、お願いいたします。いかがでしょうか。

【委員】

事務局一任

【司会者】

では、事務局案を申し上げさせていただこうと思います。ご意見ありましたら挙手をお願いいたします。

【司会者】

よろしければ、皆さまの拍手で承認をいただきたいと思います

(拍手にて承認)

それでは、会長、副会長、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、「次第4. 報告」からは、燕市障がい者自立支援協議会設置要綱第5条第1項に基づき、会長より進行をお願いいたします。

4. 報告

【会長】

これ以降の議事につきましては、私の方で進めさせていただきます。
それでは、「次第4. 報告」になります。
最初に「(1) 各事業の活動報告について」、事務局から説明願います。

【事務局】

《資料1に基づき説明》

【会長】

事務局からの説明が終わりました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【委員】

資料1の5ページ、授産品商品開発・販路開拓支援事業についてですが、令和6年度の申請1件でこの事業所が採択されたということですが、今年度も申請の事業所が1件だった場合、その事業所が必ず採択されるのでしょうか。

【事務局】

こちらの事業につきましては、申請があった場合、必ず審査会を開いており、評価を就労支援専門部会委員の皆様、健康福祉部長及び社会福祉課長から協議いただき、交付決定としております。評価が一定以上でなければ申請があった場合でも、必ず採択されるというものではございません。今年度につきましても、既に申請をいただいておりますので、審査会を開きたいと考えています。

【委員】

同じく授産品商品開発・販路開拓支援事業について、課題として申請件数が少ないとありますが、要因として考えられることはなんでしょうか。また、予算はいくらでしょうか。

【事務局】

今年度の予算につきましては、1,000千円です。こちらの申請額の上限が500千円ですので、上限額の申請2件分です。

申請件数の伸び悩みにつきましては、事業者としては利用者の支援とあわせながら新しいものを作り出すこと及び交付申請に当たっての資料作りが難しいという声をいただいております。市としては、相談いただければ資料作りに関しましては支援ができると周知しております。

【委員】

同じく授産品商品開発・販路開拓支援事業について、事業内容の変更を検討しているということですが、具体的にどこを変更するのでしょうか。

【事務局】

成果が出ている部分は残しつつ、就労支援専門部会の皆様からのご意見をいただきながら、改善していきます。

【委員】

3 ページの作業受委託マッチング支援事業について、昨年度の課題としてマッチングが難しいとありますが、事業所側の受注できる時期の把握についてどのようにされているのでしょうか。

【事務局】

今年度については各事業所に事前アンケートを行い、各事業所の課題や悩み事を調査させていただき、個別支援を行うよう委託業者には動いていただいております。

【委員】

数多くの受注ができるようお願いしたいと思います。

【事務局】

引き続き、できるだけ事業所の意向に沿った形で進められるよう努めてまいります。

【委員】

授産品商品開発・販路開拓支援事業について、申請件数が少ないということで3 か月に申請受付を伸ばしていますが、現在何件の申請があったのでしょうか。

【事務局】

今年度の申請は2 件です。

【会長】

他にないようですので、続いて「(2) ソーシャルインクルーホーム燕巣木現状の報告について」、事務局から説明願います。

【事務局】

《資料番号2 に基づき説明》

事前に質問をいただきました内容についてご説明させていただきます。5 ページに「同性介助を念頭に置く」とあるが、それについて、同性以外の介助が行われているのか。念頭ということの趣旨を伺いたい」という質問をいただきました。現状確認をしたところ、日中は男性職員が不在となっているため、女性職員が男性の介助を行うことがある状況です。女性職員が男性の入浴介助をすることはないが、トイレ介助は行うことがあるとのことです。同性介助ができるように職員配置を行っていきたいというものになります。

【会長】

事務局からの説明が終わりました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。
ないようですので、続いて「(3) 燕市成年後見制度利用促進中核機関等運営事業実施報告について」、事務局から説明願います。

【事務局】

《資料番号3に基づき説明》

【会長】

事務局からの説明が終わりました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。
ないようですので、「次第4. 報告」はこれでご了承いただきたいと思います。

5. 協議

【会長】

「(1) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施について」を協議します。
事務局から説明願います。

【事務局】

《資料番号4に基づき説明》

【会長】

事務局からの説明が終わりました。早速にはなりますが、資料の6ページの質問項目について、委員及び担当課より回答をいただきたいです。

まず「①障がい児の養育のため、フルタイムで働けない等の相談はありましたか」、「②求職者（障がい児の家族）が希望する勤務時間や時間帯の傾向はありますか」について、委員から回答いただきます。よろしくお願いします。

【委員】

まず①についてです。今年度につきまして、件数は少ないですが相談がありました。具体的には、障がい児が施設に通所や特別支援学校に通学しており、フルタイムで就労できないというものです。その他にも、おそらく「小さい子どもがいる」という方の中には、そのような悩みを抱えている方がいるとは思いますが、それ以上聞くことはないため、正確には分かりません。

②について、障がい児がいる方は送迎の時間が多くかかるため、10時～16時までのような短い勤務時間を希望されます。

【会長】

続いて、「地域における障がい児や家族の過ごし方の実態や困りごとの相談はありますか」について、委員から回答いただきます。

【委員】

民生委員は自治会長の推薦により、それぞれの地域を担当しております。これまで私の担当地区において、直接のご相談は受けておりません。

【会長】

続いて、「障がい児の就学に関する相談はありますか」ですが、委員から回答いただきます。

【委員】

三条振興局に対して、近年相談はありません。未就学児の就学に対する相談は、市町村の教育委員会の就学前相談で対応されていると承知しております。過去に振興局では年長の就学前検診の前に保健所で行っている療育相談に、小児外科医にきてもらい、相談を受けたことがあると聞いております。それから燕市でも行われていますが、近年市町村で行っている療育相談は身近で非常に良いと思います。それから、もし仮に長期療養を必要とする子ども、例えば小児がんの子どもや医療ケアを必要とする子どもに関する相談があった場合には、西新潟中央病院の中に難病関係の相談窓口があると思いますが、小児慢性特定疾病児童等自立支援員という仕組みもありますので、そのような専門の方につなぐことはやっていきたいと考えます。

【会長】

続いて、本日欠席の委員から、事務局はなにか意見を聞いていますでしょうか。

【事務局】

伝言をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

「園児の就学に関しては、燕市教育支援委員会で協議されます。7月の第1回教育支援委員会で園から対象園児について情報提供してもらい、それを受けて学校の担当職員が園訪問をして観察したり、教育委員会の担当者が就学相談を行ったりしていきます。

それらの結果を踏まえて、10～11月に各校で行われる就学時健康診断に合わせて、小学校の管理職と教育委員会の指導主事が就学相談を行っています。

ただ、就学前の園児につきましては、障がいの有無というものはっきりしない場合も多く、障がい児対象というよりは、困り感のある園児対象といった意味合いが強い印象です。」

【会長】

続いて、「障がい児福祉計画における放課後等デイサービスの見込みに対するサービスの提供が不足している実態について」ご発言をお願いします。

【事務局】

障がい児福祉計画において、第2期の終わり（令和5年度）には延べ人数・実人数ともに見込量を下回る結果となっている一方で、「放課後等デイサービスが足りない」という声は変わらずあります。

利用量を調整したり、祖父母の助けがあつたりで何とかやることができている人もいるという話も伺っており、そのような人たちが数値に影響しているのかもしれませんが。

新規事業所の開設についての問い合わせ等があれば、燕市の放課後等デイサービスが足りていないという現状をお伝えし、施設整備の補助金を案内するなど、ぜひお願いしたいという形で案内しております。

【会長】

続いて、「①児童クラブで障がい児を受け入れるにあたり、課題となっていることはありますか②ボランティア等の協力があれば受け入れは進みますか③放課後児童健全育成事業の現状について（障がい児関係）について」ご発言をお願いします。

【事務局】

まず、燕市の公立の児童クラブの受け入れ要件についてです。燕市内にお住まいで、保護者・同居者が就労もしくは疾病、障がい対応等で、昼間保護者等がいない家庭または家にも児童の世話ができない家庭の小学校1年生から6年生までを条件に受け入れを行っています。これによる入会要件を前提に、待機児童は発生していない状況です。これは障がい児の利用希望者も同様です。基本的には受け入れを行っております。そのため、全14児童クラブあり、37名を燕市内の児童クラブで受け入れています。

繰り返しになりますが、あくまでも児童クラブは保護者が就労などの理由で、家庭で見ることができない児童を、代わりにお預かりして遊びや生活の場を提供する施設となっています。そのため、そもそもデイサービスのような機能を備えているとか、支援を行っているわけではないので、十分なサービスを受けられないということもあると思います。職員の資格についても保育士、社会福祉士、教員免許等を所持している方がいらっしゃいますが、その道の専門ではないです。そのような中で、デイサービス等の受け入れが進まず、なんとか児童クラブでという方がいる場合、そういった受け入れ状況を十分に職員と保護者と協議し、理解いただいたうえで、入会の希望をいただいております。

課題を挙げるとすると、障がい児に特化したサービスを提供できていないというところがあると思います。安心して預けられる場所というのが果たして児童クラブなのかと言われると、現状では障がいの程度にもよるところがあると思いますし、我々としては環境づくりの努力をしているところです。その中でも燕市の児童クラブは必要に応じて加配職員を配置し、児童にとって大勢の環境が難しければ、児童クラブ内の個室や学校の空き教室を利用して対応しているところです。

②については、ボランティアで専門的な資格をお持ちの方の協力があれば、環境は整うのではないかと思います。

③については、児童福祉法の通知にもあり、放課後児童健全育成事業の方針としましても、環境整備を整えて、障がい児や特別支援学級の児童の受け入れを可能な限り努めてくださいという風に通知が来おりますので、それに沿って燕市の公立児童クラブとしても受け入れを行っていく状況です。

【会長】

ありがとうございました。一通り説明をいただきました。

ここまでの説明で、ご質問はございませんでしょうか。

【委員】

質問ではなく、当事者として話をさせていただきたいと思います。私の長男は重度の知的障がいがあり、特別支援学校の高等部3年生に通っております。そのほか、2人の健常な子どもがいます。

長男の生活サイクルですが、まず学校に行きます。スクールバスがあるのですが、市からは運転手と車の支給のみであり、運営や燃料費負担は保護者で行っております。バスを使う保護者の中でその年の当番を決め、バスの運行表の作成等を行っています。次に放課後ですが、月曜日から土曜日まで様々な事業所を利用しています。燕市のデイサービスでは日曜祝日に対応しているところがありませんので、市外の事業所を利用しています。ただし、それは小学部の時から使い始めているため利用できるのですが、現在では新規の受け入れをしていないと聞いています。

デイサービスに関しては複数の事業所を利用しなければ、子どもの放課後の時間をすべて埋めることができないというのが現状です。本来ならば、ひとつの事業所を利用したいのですが、各事業所で受け入れられる人数の限界があるため、利用できるのは週1～2日程度というのが実情です。また、曜日変更を希望してもすぐには対応できず、1～2年前から相談をしています。例えば、寄宿舎の予定が変わり、翌日に別のデイサービスを利用しようとしても空きがない場合、来年度以降で調整することしかないことになります。また、寄宿舎を突発で利用したいと考えても空きがないことが多いため、祝日等で予定が変わっても、キャンセルが出ない限り利用することができない状況です。

このように、障がいを持った子どもを預けることができる場所が少ない上に、やはり皆余裕が無い中でやっているというのが現状だと感じています。さらに、土日祝の受け入れ先がほとんどないという問題もあります。私の場合は希望するすべての曜日で利用できていますが、例えば突発的に祝日等で受け入れができない施設が出た場合、私か妻が会社を休んで子どもを見るしかありません。妻は、本当はフルタイムで働きたいと思っているのですが、長男の送迎があるため、9時から15時のパートタイムで働いています。それでもやはり会社を突発的に休むということが頻繁にあり、有給は年度の途中で必ず無くなる状況です。

あと、これからのことについてですが、県央地区特別支援学校が現在建設中で再来年度に開校予定だと聞いています。しかし、寄宿舎を作る予定はないとのこと。その場合、今特別支援学校に通っている子で転校が考えられますが、寄宿舎を利用している子どもが転校になった場合、その子たちが寄宿舎を利用している日が、また夕方空いてしまうので、どこかさらにデイサービスに入れてもらわなければいけなくなると思います。このような状況になると、現状でも足りていない受け入れ先が、さらに不足してしまうのではないかと懸念しています。

また、私自身のことも含めてですが、長男は現在高校3年生で、来年の春に卒業します。その後、生活介護の事業所に通所させてもらいたいと思い、色々な事業所に訪問し、面談等しています。ただ、そういった生活介護や就労Bの事業所では、事業所の営業時間が8時から17時までであったとしても、実際に子どもの受け入れ時間はさらに短く、例えば9時から15時というところが多いです。そのため、現在妻が働いている9時から15時までのパートタイムでは、送り迎えが間に合わないことが懸念されます。そうすると、今よりもさらに勤務時間を短くしなければならなくなり、それが大きな問題となっています。この問題については、各事業所に受け入れ時間を伸ばして欲しいという思いもありますが、そうすると事業所は従業員の勤務時間を長くしなければならず、働き方改革で勤務時間を短縮し、残業をなくそうとする現状と矛盾する要求だとは理解しています。ただ、それでも悩ましいところです。

現在は週に2日寄宿舍を利用しており、その間に親としてできることを片づけ、下の子の面倒を見たりしていますが、卒業後は日中の通所になるため宿泊がなくなります。その結果、毎日障がいの子どもの面倒を見なければいけなくなり、下の子の面倒を見る時間が取れるのかどうかという不安があります。また、土日はほとんど受け入れ先がないため、土日も自分たちで面倒を見なければならず、その負担も問題となっています。そのため、現状はなんとか放課後等デイサービスを利用し、自分たちの時間をある程度確保することができていても、それでも足りないという声もあります。そして、卒業後はさらに自分たちの時間がなくなることが問題になっています。子どもたちのこと及び、その後の進路の先、卒業後の子どもたちの受け入れ先や宿泊できる場所についても検討していただきたいと思っております。

【会長】

ありがとうございました。障がいのあるお子さんをもった方の切実な願いを聞くことができました。現状、毎日大変で困っているのが現実だと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

他にございませんでしょうか。

【委員】

地域には要援護者名簿があり、大人の方でも障がいを持っている方は分かると思うのですが、その辺の実態というものを民生委員は把握されているのでしょうか。

【委員】

災害時の避難所で支援しなければならない方の名簿はありますし、どこに住んでいるかということは分かります。しかし、障がいを持っている方の実態といっても、あまり周囲に障がいを明かしていないような方は分かりません。地域内で支援が必要な人については把握しています。

【委員】

私は、精神障がい者の子どもが二人いまして、台風や災害が起こり避難した場合、大勢の中に入ると、精神的に苦痛になってしまいます。そのことを考えると民生委員の方にも精神障がい者のいる家族を把握していただきたいです。私は組長もやっておりますし、何かあったときのための名簿も貰っていますので、精神障がい者についても把握してもらいたいです。

【会長】

市のほうでは精神障がい者の情報提供というのは民生委員や自治会のほうには行っていないと思いますが、今後どのようにするか等あればお願いします。

【事務局】

要支援者名簿という制度があると話がありましたが、その制度の登録については申請書の提出、同意が必要となります。この仕組みについては以前からありますが、途中災害法の改正があり、そこで一度支援者の情報をお聞きしているのですが、希望しないお宅については毎年ご案内を出していない状況にあります。今年手帳発行された場合や、要介護に認定された等による新規の対象者には毎年自治会長を通じて登

録作業の希望の有無のお話をさせていただいているところであります。また、名簿の登録は年度の途中ででき、市のホームページにも要支援者名簿の制度のご案内をしております。担当が長寿福祉課になるので、窓口で申し出ていただければ申請用紙をお渡しいたします。この会議が終わりましたらご案内しますので登録の話を聞いていただければと思います。市のほうでもPRはしているのですが、皆様におかれましてもぜひ周知をしていただければ市としてもありがたいです。よろしくお願いいたします。

【会長】

委員さんに置かれましては、所属する団体の中で、今の話を皆様にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員】

そのような制度があるというのは非常にありがたいことで、利用させていただきたいと思います。しかし、それがあまり使われていない理由としては、障がいオープンにしたいくない、しづらいという風潮がまだ存在していることや、世間の目が気になるという点があります。保護者としても、自分の子を障がい者と認めたくないという思いから、普通学級に通わせている方もいますし。障がいをもった子どもを連れていくところを世間に見られたくないと感じる部分もあるのではないかなと思います。

私自身も、子どもが小さかった頃、人前で泣いたり、小学校や中学校でもおんぶをしていたりすると周りからは、「何か変な人だな」「あの親は何だろう。」と見られていました。今でもそのように見られていると思っています。子どもを外に出したいと思い、できる限り外出してはいますが、外を歩くときは18歳の男の子と手をつないで歩いていますので、やはり世間の目を感じます。また、世の中全体で知的障がいについての認知が足りてないのではないかなと思います。そういったものをもう少し皆さんに知ってもらえるような取組を進めていただきたいと思います。

【事務局】

ありがとうございました。市のほうでも障がいの理解促進に努めたいということで、例えば毎年12月に障がい者の週間があり、バリアフリーフェスというものを開催しています。場所はこのつばめホールも使用しており、たくさんの人から来ていただいております。今年も開催を予定しておりまして、委員の皆様にもご案内を差し上げるので、ぜひ来ていただければと思います。広報、ホームページでも周知します。一例ですけれども、よろしくお願いいたします。

【会長】

他にありますでしょうか。

【委員】

学校教育課からの説明で、「児童クラブは十分な支援が難しい。あくまで保護者から預かって遊び場を提供しているところで、支援という面では現状十分ではない。」という話があったと思います。やはりその点から障がいのある子の保護者は児童クラブを諦めて、デイサービスへの希望の相談に来ることがあります。それにより、放課後等デイサービスの利用希望者が増え、特別支援学校に通っている子どもがデイ

サービスを利用できなくなってしまうです。そのため、安心して過ごせる環境に児童クラブがなるようにお願いしたいです。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございます。参考にさせていただきまして、よりよい環境整備に努めてまいります。

【会長】

他にありますでしょうか。

次に、資料7ページの「今後の取組について（案）」についてです。これまでの内容を踏まえまして、事務局から追加訂正があればお願いします。

【事務局】

貴重なご意見、大変ありがとうございました。今後の取組については案のとおり進めさせていただきます。また、今回の会議では児童のことで事例検討をさせていただきましたが、児童だけでなく卒業後等についても考えなければならないという話がありましたので、その点については今後どのように協議していくか検討していきたいと思います。

【会長】

次第の5で協議いただいた内容全体で、ほかに何かありませんでしょうか。

ないようですので、この協議題につきましては、事務局の取組案のとおりご承認いただきまして、事務局及び各部会で検討・取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【会長】

次に「次第6. その他」です。事務局や委員の皆様から何かありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

【事務局】

「障がい者グループホーム ドッグテラスご案内」のチラシについて、燕市内に新しくグループホームが開設されました。令和7年10月1日に開設、名称がドッグテラス燕栗生津、定員は男性が4名ということになります。こちらのグループホームにつきましては、10月中旬より利用者の体験利用が開始されるということで、現在1名の方が利用予定となっております。なお、このグループホームにつきましては、報告させていただいておりますソーシャルインクルーのような日中支援型ではないため、自立支援協議会で評価の対象となる施設ではありません。

新潟県『障害を理由とする差別の解消を進ずめるための条例を制定しました』のチラシについて、令和7年4月1日から新潟県が上記の条例を制定しており、周知をさせていただきます。障害者差別解消法では行政機関と事業者に不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供を定めています。さらに、県の条例では、「不当な差別的取り扱いの禁止は何人も」ということで、県民すべてに禁止しており、その

他、県民へは「合理的配慮への協力」と書かれていると聞いております。資料は広報・ホームページで周知しております。

「障がい福祉施設等の永年勤続職員表彰に関する調査について（依頼）」のご協力についてお願いします。これにつきましては、燕市では障がい福祉施設等の永年勤続職員を対象とした表彰事業の実施について検討を進めております。受賞者の方が、日々の努力の喜びや誇りを感じられるような取組を検討していきたいと考えておりますので委員の皆様からも本会議とは別でご意見をいただきたいと思います。

【会長】

以上で、本日予定していました協議につきましては、皆様のご協力のおかげで、すべて終了することができました。

それでは進行を事務局にお返しします。

6. 閉会

【司会者】

会長、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、協議会を閉会いたします。

本日は長時間にわたりご協議いただき、誠にありがとうございました。